

昭和二十六年政令第三百七十七号

検疫法施行令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第三条、第二十三条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定に基き、この政令を制定する。

（政令で定める検疫感染症）

第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）及びマラリアとする。

（検疫港等）

第一条の二 法第三条の政令で定める港又は飛行場は、別表第一のとおりとする。

（停留の期間）

第一条の三 法第十六条第三項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる感染症の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 エボラ出血熱及びラッサ熱 五百四時間
- 二 クリミア・コンゴ出血熱 二百十六時間
- 三 痘そう 四百八時間
- 四 南米出血熱 三百八十四時間
- 五 マールブルグ病、新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）次号において「感染症法」という。）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザをいう。別表第二において同じ。）及び再興型インフルエンザ（同項第二号に掲げる再興型インフルエンザをいう。同表において同じ。）二百四十時間

六 新型コロナウイルス感染症（感染症法第七条第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。別表第二において同じ。）及び再興型新型コロナウイルス感染症（同項第四号に掲げる再興型新型コロナウイルス感染症をいう。同表において同じ。） 三百三十六時間

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条の四 法第十六条の四第四項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

（手数料）

第二条 法第二十六条に規定する手数料の額は、別表第二の通りとする。

（診察等を行う検疫感染症以外の感染症）

第二条の二 法第二十六条の二の政令で定める感染症は、急性灰白髄炎、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、アメーバ赤痢、ウエストナイル熱、A型肝炎、黄熱、狂犬病、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、腎症候性出血熱、日本脳炎、破傷風、ハンタウイルス肺症候群及び麻疹とする。

2 法第二十六条の二に規定する手数料の額は、別表第二の二のとおりとする。

（検疫感染症に準ずる感染症）

第三条 法第二十七条第一項の政令で定める感染症は、ウエストナイル熱、腎症候性出血熱、日本脳炎及びハンタウイルス肺症候群とする。

（調査を行う区域）

第四条 法第二十七条第一項に規定する区域は、別表第三の通りとする。

（実費）

第五条 法第三十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費は、次に掲げるものとする。

- 一 薬品費

- 二 消耗品費
- 三 食糧費
- 四 委託収容費
- 五 火葬費
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第十四条第一項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号に規定する措置をとるために直接必要な費用（国庫の負担）

第六条 法第三十三条の規定による国庫の負担は、各年度において保健所長が法第二十二条第三項又は第二十三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりとつた措置に要した費用の額から、法第三十二条第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定により徴収した実費の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

附則

1 この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 （検疫官吏服制の廃止）

附則（昭和二十八年八月二五日政令第二一七号）は、廃止する。

附則（昭和二十九年一月二五日政令第七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十年七月一日から施行する。）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年六月二五日政令第一八四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

（検疫伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域を指定する政令の廃止）

2 検疫伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域を指定する政令（昭和二十六年政令第三百八十八号）は、廃止する。

附則（昭和三十三年六月三〇日政令第一九六号）

この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則（昭和三十四年六月三〇日政令第二三一号）

この政令は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附則（昭和三十五年九月三〇日政令第二五六号）

この政令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附則（昭和三十六年六月三〇日政令第二三二二号）

この政令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附則（昭和三十六年九月二九日政令第三一六号）

この政令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附則（昭和三十七年五月二九日政令第二二二一号）

この政令は、昭和三十七年六月一日から施行する。

附則（昭和三十七年九月二七日政令第三三七七号）

この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三十九年九月三〇日政令第三一六号）

この政令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附則（昭和四〇年二月二五日政令第一九号）

この政令は、昭和四〇年三月一日から施行する。

附則（昭和四〇年六月二二日政令第二一九号）抄

(施行期日)

- 1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。
- 附則（昭和四〇年一〇月一五五政令第三三五号）  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和四一年三月二八日政令第四三三号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。
- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和四十一年四月一日から施行する。
- 附則（昭和四一年九月三〇日政令第三三八号）  
この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。
- 附則（昭和四二年九月二八日政令第三〇二二号）  
この政令は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、別表第三広島港及び新居浜港の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和四三年八月八日政令第二六五号）  
この政令は、昭和四十三年八月十日から施行する。
- 附則（昭和四三年九月二七政令第二八七号）  
この政令は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、別表第三京浜港、三崎港、関門港及び鹿児島港の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和四三年一二月二二日政令第三三三三号）  
この政令は、昭和四十三年十二月十六日から施行する。ただし、別表第三神戸港及び鹿児島港の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和四四年九月二二日政令第二四九号）  
この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。
- 附則（昭和四五年六月八日政令第一七三三号）  
この政令は、昭和四十五年六月十日から施行する。
- 附則（昭和四五年一〇月二七政令第三一七号）  
この政令は、昭和四十六年一月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の改正規定は、昭和四十五年十一月一日から施行する。
- 附則（昭和四六年一〇月一一日政令第三二四号）  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和四七年三月三〇日政令第四二二号）  
この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 附則（昭和四七年四月一七政令第七七号）  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和四七年九月二八日政令第一〇九号）  
この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。
- 附則（昭和四七年九月二九日政令第三四七号）  
この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
- 附則（昭和四八年二月二七政令第一九号）  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和四八年六月一四日政令第一五五号）  
この政令は、昭和四十八年六月十五日から施行する。
- 附則（昭和四八年九月二八日政令第二七三三号）  
この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。
- 附則（昭和四八年一二月三〇日政令第三五二二号）  
この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附則（昭和四九年九月二六日政令第三三二二号）

- この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。
- 附則（昭和五〇年九月一七政令第二七二二号）  
この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。
- 附則（昭和五〇年一二月一六日政令第三五三三号）  
この政令は、昭和五十年十二月二十日から施行する。
- 附則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇六号）  
この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。
- 附則（昭和五三年一月一八日政令第五号）  
この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。
- 附則（昭和五三年三月一七政令第三四号）  
この政令は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。
- 附則（昭和五三年三月二九日政令第五四号）  
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五三年三月三〇日政令第五七号）  
この政令は、昭和五十三年四月十日から施行する。
- 附則（昭和五三年六月二七政令第二五七号）  
この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。
- 附則（昭和五四年六月一九日政令第一八一号）  
この政令は、昭和五十四年七月一日から施行する。
- 附則（昭和五六年三月二七政令第四四号）抄  
この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 附則（昭和五六年六月一九日政令第二三三三号）  
この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。
- 附則（昭和五七年六月一八日政令第一六八号）  
この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。
- 附則（昭和五八年八月三〇日政令第一九四号）抄  
この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。
- 附則（昭和五九年四月一三日政令第九五号）  
この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。
- 附則（昭和六二年三月二〇日政令第四三三三号）  
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 附則（昭和六二年九月一日政令第二八九号）  
この政令は、昭和六十二年九月十日から施行する。
- 附則（昭和六三年四月八日政令第一〇八号）  
この政令は、昭和六三年四月十五日から施行する。
- 附則（昭和六三年七月二二日政令第二二六号）  
この政令は、昭和六三年七月二十日から施行する。
- 附則（平成元年三月二二日政令第五六号）  
この政令は、平成元年四月一日から施行する。
- 附則（平成元年九月二二日政令第二六八号）  
この政令は、平成元年十月一日から施行する。
- 附則（平成二年三月三〇日政令第七三三三号）  
この政令は、平成二年四月六日から施行する。
- 附則（平成三年三月一九日政令第三三九号）  
この政令は、平成三年四月一日から施行する。



四条とし、同令第一条の次に二条を加える改正規定、第三条及び第四条の規定、第五条中検疫法施行令第一条の三の改正規定、第六条、第八条から第二十条まで及び第二十二條の規定並びに次条から附則第四条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
**第四条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年一月二八日政令第三四六号）  
 この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日政令第一七五号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（検疫法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
**第三条** 施行日前に第三条の規定による改正前の検疫法施行令第一条に規定するインフルエンザ（H5N1）に係る措置が行われた場合においては、検疫法第三十二条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費又は同法第三十三条の規定により支弁する費用若しくは負担する負担金については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
**第四条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄  
 （施行期日）

**1** この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年六月三日政令第一四七号）  
 この政令は、平成二一年六月四日から施行する。

附則（平成二二年三月一〇日政令第二二三号）  
 この政令は、平成二二年三月十一日から施行する。

附則（平成二二年七月二八日政令第一七六号）  
 この政令は、平成二二年十月一日から施行する。

附則（平成二三年一月一四日政令第五五号）抄  
 この政令は、平成二三年二月一日から施行する。

附則（平成二四年五月二五日政令第一五三三号）  
 この政令は、平成二四年六月一日から施行する。

附則（平成二四年十一月二六日政令第二七八号）  
 この政令は、平成二五年四月二六日から施行する。

附則（平成二五年四月二六日政令第一三三三号）  
 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（平成二五年十二月二六日政令第三三五号）  
 この政令は、平成二五年十二月二十日から施行する。

附則（平成二六年三月三一日政令第一二六号）  
 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年七月一六日政令第二五八号）  
 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（平成二七年一月二六日政令第三九二号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。  
 附則（平成二七年一月二四日政令第四〇五号）  
 この政令は、平成二七年十二月十日から施行する。

附則（平成二八年二月五日政令第四一〇号）  
 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（令和元年六月七日政令第二四号）  
 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（令和元年九月二七日政令第一一七号）  
 この政令は、令和元年十月一日から施行する。

附則（令和二年一月二八日政令第一二二号）  
 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

附則（令和二年一月三一日政令第二三三号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月一三日政令第二九号）  
 （施行期日）

**1** この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
**2** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月三日政令第二五号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
**第六条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年二月九日政令第三七七号）  
 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十一条の規定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第二条、第八条及び第十条の規定は令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年四月二六日政令第一七五号）  
 この政令は、令和五年五月八日から施行する。

附則（令和五年十二月二〇日政令第三六五号）  
 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日政令第一一六号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。

北海道	別表第一（第一条の二関係）	港又は飛行場の名称
	都道府県	小樽港 石狩湾港 稚内港 留萌港 紋別港 網走港 花咲港 釧路港 苫小牧港 室蘭港 函館港
青森		青森港 八戸港

岩手	宮古港	宮城	釜石港	大船渡港	石巻港	気仙沼港	仙台塩釜港	仙台船川港	秋田船川港	酒田港	小名浜港	日立港	鹿島港	木更津港	千葉港	二見港	京浜港	神奈川	横須賀港	三崎港	直江津港	新潟港	伏木富山港	金沢港	七尾港	内浦港	敦賀港	清水港	焼津港	福江港	三河港	衣浦港	名古屋港	四日市港	尾鷲港	舞鶴港	勝浦港	和歌山下津港	阪南港	阪神港	水島港	境港	浜田港	福山港	呉港	廣島
山口	岩国港	徳山下松港	宇部港	徳島小松島港	坂出港	松山港	新居浜港	三島川之江港	高知港	関門港	博多港	三池港	唐津港	伊万里港	佐世保港	長崎港	比田勝港	厳原港	大分港	佐賀関港	佐伯港	水俣港	八代港	三角港	細島港	志布志港	鹿兒島港	喜入港	串木野港	金武中城港	那覇港	平良港	石垣港	新千歳空港	旭川空港	函館空港	青森空港	花巻空港	仙台空港	秋田空港	福島空港	百里飛行場	茨城			



航空機に対するねずみ族の駆除	最大離陸重量五〇トンまで	一機につき 七一、八〇〇円	最大離陸重量五〇トンを超過するとき	一機につき 七一、八〇〇円に超過トンを加えた額
	最大離陸重量五〇トンを超過するとき	五〇トンまでごとに二七、九〇〇円を加えた額		
船舶の全部に対する虫類の駆除	総トン数五〇〇トンまで	一船につき 三六、六〇〇円	総トン数一、〇〇〇トンまで	一船につき 六七、四〇〇円
	総トン数一、〇〇〇トンを超過するとき	一、〇〇〇トンまでごとに一〇、四〇〇円を加えた額		
船舶の一部に対する虫類の駆除	駆除を行う部分が船舶の全量の四分の一まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の額の四分の一に相当する額	駆除を行う部分が船舶の全量の四分の二まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の額の四分の二に相当する額
	駆除を行う部分が船舶の全量の四分の三まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の額の四分の三に相当する額	駆除を行う部分が船舶の全量の四分の三を超過するとき	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の額に相当する額
航空機に対する虫類の駆除	最大離陸重量五〇トンまで	一機につき 二七、四〇〇円	最大離陸重量五〇トンを超過するとき	一機につき 二七、四〇〇円に超過トンを加えた額
	最大離陸重量五〇トンを超過するとき	五〇トンまでごとに七、〇〇〇円を加えた額		
貨物に対する虫類の駆除	視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	一人につき 二、八〇〇円	予防接種	一回につき 一一、〇〇〇円
	証明書の交付	一枚につき 八八〇円		
備考	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円
	腸チフス	一件につき 三、九〇〇円	ジフテリア	一件につき 三、三〇〇円
検査港又は検査飛行場以外の場所における検査、消毒等	腸管出血性大腸菌感染症	一件につき 三、三〇〇円	パラチフス	一件につき 三、三〇〇円
	アメーバ赤痢	一件につき 一、九〇〇円	ウエストナイル熱	一件につき 二、五〇〇円
別表第二の二(第二条の二関係)	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円
病原体の有無に関する検査	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円
検査港又は検査飛行場以外の場所における検査、消毒等	腸管出血性大腸菌感染症	一件につき 三、三〇〇円	パラチフス	一件につき 三、三〇〇円
アメーバ赤痢	一件につき 一、九〇〇円	ウエストナイル熱	一件につき 二、五〇〇円	
別表第二の二(第二条の二関係)	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円
病原体の有無に関する検査	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円

証明書の交付	予防接種	急性灰白髄炎	一回につき 二、八〇〇円	麻しん	一回につき 八八〇円
	視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	一人につき 二、八〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円	ジフテリア
航空機に対するねずみ族の駆除	最大離陸重量五〇トンまで	一機につき 七一、八〇〇円	最大離陸重量五〇トンを超過するとき	一機につき 七一、八〇〇円に超過トンを加えた額	
	最大離陸重量五〇トンを超過するとき	五〇トンまでごとに二七、九〇〇円を加えた額			
船舶の全部に対する虫類の駆除	総トン数五〇〇トンまで	一船につき 三六、六〇〇円	総トン数一、〇〇〇トンまで	一船につき 六七、四〇〇円	
	総トン数一、〇〇〇トンを超過するとき	一、〇〇〇トンまでごとに一〇、四〇〇円を加えた額			
船舶の一部に対する虫類の駆除	駆除を行う部分が船舶の全量の四分の一まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の額の四分の一に相当する額	駆除を行う部分が船舶の全量の四分の二まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の額の四分の二に相当する額	
	駆除を行う部分が船舶の全量の四分の三まで	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の額の四分の三に相当する額	駆除を行う部分が船舶の全量の四分の三を超過するとき	船舶の全部に対する虫類の駆除の手数料の額に相当する額	
航空機に対する虫類の駆除	最大離陸重量五〇トンまで	一機につき 二七、四〇〇円	最大離陸重量五〇トンを超過するとき	一機につき 二七、四〇〇円に超過トンを加えた額	
	最大離陸重量五〇トンを超過するとき	五〇トンまでごとに七、〇〇〇円を加えた額			
貨物に対する虫類の駆除	視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	一人につき 二、八〇〇円	予防接種	一回につき 一一、〇〇〇円	
	証明書の交付	一枚につき 八八〇円			
備考	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円	
	腸チフス	一件につき 三、九〇〇円	ジフテリア	一件につき 三、三〇〇円	
検査港又は検査飛行場以外の場所における検査、消毒等	腸管出血性大腸菌感染症	一件につき 三、三〇〇円	パラチフス	一件につき 三、三〇〇円	
	アメーバ赤痢	一件につき 一、九〇〇円	ウエストナイル熱	一件につき 二、五〇〇円	
別表第二の二(第二条の二関係)	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円	
病原体の有無に関する検査	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円	
検査港又は検査飛行場以外の場所における検査、消毒等	腸管出血性大腸菌感染症	一件につき 三、三〇〇円	パラチフス	一件につき 三、三〇〇円	
アメーバ赤痢	一件につき 一、九〇〇円	ウエストナイル熱	一件につき 二、五〇〇円		
別表第二の二(第二条の二関係)	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円	
病原体の有無に関する検査	急性灰白髄炎	一件につき 二、五〇〇円	細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円	

別表第三(第四条関係)	陸域	黄熱	一件につき 二、五〇〇円
		後天性免疫不全症候群	一件につき 二、九〇〇円
		ジアルジア症	一件につき 一、九〇〇円
		腎症候性出血熱	一件につき 二、五〇〇円
		日本脳炎	一件につき 二、五〇〇円
		破傷風	一件につき 三、九〇〇円
		ハンタウイルス肺症候群	一件につき 二、五〇〇円
		麻しん	一件につき 二、五〇〇円
		急性灰白髄炎	一回につき 二、八〇〇円
		ジフテリア	一回につき 四、七五〇円
		A型肝炎	一回につき 七、五〇〇円
		黄熱	一回につき 一六、八〇〇円
		狂犬病	一回につき 一四、四〇〇円
		日本脳炎	一回につき 六、五〇〇円
		破傷風	一回につき 三、七〇〇円
		麻しん	一回につき 五、九〇〇円
			一枚につき 八八〇円

室蘭	南外防波堤B、同防波堤北端から南外防波堤東端まで引いた線、同防波堤、同防波堤灯台から北外防波堤灯台まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
函館	西防波堤、同防波堤北端から北防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から第三防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね八〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
青森	森港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
八戸	八戸港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね七五メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
宮古	宮古港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
釜石	釜石港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
大船	大船港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
気仙	気仙港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね五〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
石巻	石巻港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
仙台	仙台港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、五〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
塩釜	塩釜港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
秋田	秋田港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
船川	船川港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
酒田	酒田港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
小名	小名港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
浜港	浜港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
日立	日立港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
鹿島	鹿島港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二、〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
木更	木更港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、八〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
津港	津港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、二〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
千葉	千葉港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、二〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
京浜	一 十五号地南信号所（北緯三五度三六分五〇秒東経一三九度五〇分五秒）から四八度二四、五八〇メートルの地点から九九度五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地三から一九〇度一〇、六一〇から九九度三〇分三〇秒東経一三九度四七分三〇秒の地点（以下この項において「A地点」という。）まで引いた線、A地点から三〇六度二、四〇〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）まで引いた線、B地点から多摩川の中央を大師橋まで引いた線（以下この項において「A線」という。）、同橋及び陸岸により囲まれた海面及び同川水面、中川及び荒川葛西橋、大横川練兵橋、大島川西支川巽橋、隅田川永代橋、亀島川南高橋、築地川南門橋、古川最下流東海道本線鉄道橋及び目黒川昭和橋各下流の河川水面、月島川、汐留川及び海老取川の各河川水面並びにこれらの海面及び河川水面に接続する各運河水面	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね五〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
二見	三日月山三角点（一七四・七メートル）から野羊山三角点（二四九・七メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、三〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域



<p>横須賀港</p>	<p>この項において「C地点」という。まで引いた線、C地点から同灯台から七一度二、一八〇メートルの地点（以下この項において「D地点」という。）まで引いた線、D地点から境運河鶴見線鉄道橋中央まで引いた線、同橋及び陸岸により囲まれた海面、同川水面及び同運河水面並びにこれらの海面及び河川水面に接続する各運河（境運河を除く。）水面</p>
<p>五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>

<p>敦賀港</p>	<p>内浦港</p>	<p>七尾港</p>	<p>金沢港</p>	<p>伏木港</p>	<p>富山港</p>	<p>新潟港</p>	<p>津江港</p>	<p>三崎港</p>	
<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>一 中欄の水域（富山東防波堤、同防波堤灯台（北緯三十六度四十五分五秒東経一三七度一三分四〇秒）から富山西防波堤灯台（北緯三十六度四十五分五秒東経一三七度一三分五五秒）まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面に限る。）を地先水面とする地域のうち、水際からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p> <p>二 中欄の水域（新湊東防波堤、同防波堤灯台（北緯三十六度四十七分二秒東経一三七度七分七秒）から新湊西防波堤灯台（北緯三十六度四十六分五秒東経一三七度六分五秒）まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに二の丸橋下流の内川水面に限る。）を地先水面とする地域のうち、水際からおおむね五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p> <p>三 中欄の水域（伏木東防波堤、同防波堤灯台（北緯三十六度四十八分六秒東経一三七度四分九秒）から伏木西防波堤灯台（北緯三十六度四十七分四二秒東経一三七度四分四秒）まで引いた線、同灯台から伏木外港北防波堤東灯台（北緯三十六度四十八分三秒東経一三七度四分三〇秒）まで引いた線、同防波堤、同防波堤西端から国分東防波堤灯台（北緯三十六度四十八分二秒東経一三七度三分二八秒）まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面、城光寺橋下流の小矢部川水面並びに同川に接続する内川水面に限る。）を地先水面とする地域のうち、水際からおおむね五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、〇〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>一 中欄の水域（新潟港東区西防波堤、同防波堤灯台（北緯三八度一分一秒東経一三九度一三分五三秒）から同区第二東防波堤灯台（北緯三八度四分六秒東経一三九度一分一秒）まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面に限る。）を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、〇〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p> <p>二 中欄の水域（通船川山ノ下橋及び信濃川万代橋各下流の河川水面に限る。）を地先水面とする地域のうち、信濃川右岸の水際からおおむね五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域</p>

清	水港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
港	津港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
福	江中山村三角点(三・三メートル)から一七七度一、二五〇メートルの地点から二九八度に引いた線以東及び同地点から二八度に引いた線以西の海面中陸岸から五〇〇メートル以内の部分	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね九〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
三	河港則法施行令に定める港域	一 中欄の水域を地先水面とする地域のうち、豊橋市神野西町、同市神野ふ頭町及び同市明海町並びに田原市緑が浜一号、二号、三号及び四号、同市白浜一号及び二号並びに同市片西三丁目の海岸線からおおむね一、五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄の水域を地先水面とする地域のうち、蒲郡市浜町の海岸線からおおむね五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
衣	浦港則法施行令に定める港域のうち境川衣浦大橋以南の部分並びに半田水門、神戸川樋門、石川浅水川樋門、武豊水門、浦島川樋門、新川水門、石田川樋門及び蜷川伏見屋樋門各下流の河川水面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね九〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
名	古港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二、〇〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
屋	四日港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
尾	鷺港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
勝	浦港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
和	歌港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、〇〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
山	下	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
舞	鶴港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
港	南港則法施行令に定める港域	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、二〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
阪	神一 大阪北港北灯台(北緯三度四分九秒)から一〇度二七六〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域

三	度四分九秒)から一〇度二七六〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
一	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
二	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
三	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
四	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
五	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
六	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
七	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
八	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
九	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
一〇	〇〇〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの	中欄第一号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね六〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域 二 中欄第二号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域



